

2013年9月2日 285号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp

国民の知る権利を弾圧 秘密保全法

松江市教育委員会による「はだしのゲン」の閲覧制限は撤回されました。それは多くの皆さんが意見を松江市に寄せたからです。その方々は、戦前の言論統制につながる危機を感じられたからではないでしょうか。今、戦前の言論統制のような、国民を重要な情報から遠ざけるための動きが出ています。それは安倍政権が秋の臨時国会に提出する秘密保全法案（特定秘密保護法案）です。

「特定秘密」の漏えい行為等に懲役10年以下の厳罰

秘密保全法（特定秘密保護法案）は、「特定秘密」の漏えい行為（過失を含む）や情報取得行為とその未遂、共謀、教唆（そそのかし）、扇動などを行った者を懲役10年以下の厳罰に処すものです。「漏えいがわが国の安全に著しく支障を与える恐れがあるもの」を「特定秘密」に指定。対象として「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的の安全脅威活動の防止」「テロ活動の防止」が列挙されています。

「特定秘密」の取扱者は、犯罪歴や渡航歴などを調べる「適性評価」で認められた行政機関や都道府県警の職員、軍事産業などの契約業者の役職員。各省庁の閣僚や副大臣、長官、内閣官房副長官、政務官らは「適性評価」を経ずに「特定秘密」を扱います。

この間、安全保障や外交、治安（警察）など国家機密（特定秘密）を漏えいした場合の罰則の適用対象に、一般公務員だけでなく、閣僚や副大臣、政務官の政務三役や軍事産業などの民間企業の契約者も検討しているとしんぶん赤旗等が報道しています。

ジャーナリストや国民の知る権利、報道の自由など基本的人権を弾圧

法案は、2007年の「日米軍事情報包括保護協定」(GSOMIA)にもとづき、米軍などと軍事情報を共有し管理することが目的です。軍事情報を秘密にする日本の国内法を整備するもので、武器輸出解禁や集団的自衛権の行使などと連動しています。

時の政府の都合によってジャーナリストや国民の知る権利、報道の自由など基本的人権が弾圧される恐れがあります。そのため、全労連はじめ、日本弁護士連合会、自由法曹団、日本国民救援会、日本マスコミ文化情報労組会議(MIC)、日本ジャーナリスト会議(JCJ)などが法案の提出阻止を呼びかけています。



資料 日本弁護士連合会のホームページより

秘密保全法の具体的な問題点!

プライバシーの侵害

報告書では、「特別秘密」を取り扱う人のプライバシーを調査し、管理する「適性評価制度」というものが提案されています。調査項目は、住所や生年月日だけでなく、外国への渡航歴や、ローンなどの返済状況、精神疾患などでの通院歴…等々、多岐に渡ります。秘密を取り扱う人というのは、国家公務員だけではなく、地方公務員も当然に含まれますし、一部の民間事業者や大学等で働く人も含まれます。その上、本人の家族や恋人、友人などにも調査が及ぶ可能性があり、個人情報収集・管理される人の範囲は知らない間に際限なく広がってしまうおそれがあります。

「特別秘密」の範囲

「特別秘密」の対象になる情報は、「国の安全」「外交」「公共安全と秩序の維持」に関する情報で

す。これはとても範囲が広く、曖昧で、どんな情報でもどれかに該当してしまうおそれがあります。「特別秘密」を指定するのは、その情報を管理している行政機関ですから、何でも「特別秘密」になってしまうということは、決して大袈裟ではありません。行政機関が国民に知られたくない情報を「特別秘密」に指定して、国民の目から隠してしまえるということです。

例えば、国民の関心が高い、普天間基地、自衛隊の海外派遣などの軍事・防衛問題、私たちの生活に関わりの深いTPPなどの外交問題、今私たちが最も不安に思っている、原子力発電所の安全性や、放射線被ばくの実態・健康への影響などの情報。これらが、行政機関の都合で「特別秘密」に指定され、主権者である私たち国民の目から隠されてしまうかもしれません。

その上、刑罰の適用範囲も曖昧で広範です。どのような行為について犯罪者として扱われ、処罰されるのか、全く分かりません。

マスコミの取材・報道の自由への阻害

「特別秘密」を漏えいする行為だけでなく、それを探る行為も、「特定取得行為」として、処罰の対象になります。マスコミの記者、フリーライター及び研究者等の自由な取材を著しく阻害するおそれがあります。正当な内部告発も著しく萎縮させることになるでしょう。

検討過程の非公開

報告書を取りまとめた有識者会議の議事録や録音データは残されておらず、会議の際のメモなどは廃棄されたと発表されています。それだけでなく、「配付資料」とされるものが、政府官邸ホームページ上では別のものに差し替えられていたことが分かりました。検討過程の詳細は、国民の目から一切閉ざされています。

いま、日本で必要なことは、国民を重要な情報から遠ざけ、疎外する秘密保全法制をつくるのではなく、情報の公表・公開を進めること、情報公開法の早期改正であると、日弁連は考えます。

//各地・団体のとりくみ//

全 教

憲法を守り、いかす全国教職員いっせいで行動ゾーン

全教は、9月9日を起点とする1週間を「憲法を守り、いかす全国教職員いっせいで行動ゾーン」と位置づけ、職場・地域からの行動を呼びかけています。教組共闘連絡会も「ゾーンの成功を」との呼びかけを発表し、ともに行動します。具体的には、次のとりくみを呼びかけています。

(1) 職場を中心に組合員、教職員が集まり、学ぶ行動にとりくみます。

- ・教職員が集まることを重視し、「学習資料」を活用し、読み合わせ学習をすすめるなど、学ぶとりくみをすすめます。
- ・「職場9条の会」が結成されている職場、「9条の会」を展望している職場では、「9条の会」の活動活性化の景気として位置付け、引き続き「9条の会」のとりくみをすすめる起点となるよう具体化します。

(2) 憲法改悪をすすめようとする安倍首相に対する抗議・要請行動にとりくみます。

- ・安倍首相あてのジャンボはがきを分会・支部・単組などそれぞれの状況に応じて具体化し、送付します。

(3) 職場・地域で宣伝行動を具体化し、憲法署名を推進します。

- ・署名とりくみを促進するために、全教は各組織宛に「憲法守れのぼり」（各組織3枚）、宣伝用横断幕(1枚)を送付します。

(4) 地域、都道府県段階での創意を凝らしたとりくみをすすめます。

全教では各組織に計画を提出するよう呼びかけるなど、全国行動を成功させようと全力を尽くしています。



憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！